令和2年度(2020年度)テクノポリスセンター除草等業務委託仕様書

(総則)

- 第1条 本仕様書は令和2年度(2020年度)テクノポリスセンター除草等業務(以下 「本業務」という。)に適用する。
- 2 本業務の履行に当たっては、この仕様書によるほか、監督員の指示によるものとする。
- 3 受託者の過失により生じた物件の破損は、受託者の負担とする。

(業務の内容と範囲)

- 第2条 本業務の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 履行場所 上益城郡益城町大字田原2081-10 テクノポリスセンター敷 地内(旧電子応用機械技術研究所及び共同研究棟を含む)
 - (2) 作業対象等 処理作業:低木刈込 1, 200㎡

除 草 2.150㎡

処理回数 1回

- (3)作業期間 契約締結の日から令和2年(2020年)12月28日まで
- (4) 作業の方法 敷地内の低木を刈り込むとともに、除草業務を行う。
- (5) 残材の搬出・処理

作業により発生する枝・葉・幹等の残材の搬出及び処理に係る費用は、受託者の 負担とする。

なお、残材の処理については、各市町村の定める処理基準に基づき、適正に処理 すること。

(委託料)

第3条 委託料は、委託業務完了後に精算するものとし、精算の結果、収支精算額が委託 料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

(契約の解除)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、業務委託契約を解除する。
 - (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により作業期間内に完了しないとき又は作業期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 本業務を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと委託者が認めると き。
 - (4) 本業務委託契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (5) 本仕様書に違反したとき。

(報告書)

- 第5条 受託者は、作業実施後速やかに、担当職員の検査を受けた後、業務完了報告書 1 部を提出すること。
- 2 前項の報告書には、全ての業務を施行したことを証明できる枚数の写真を添付すること。

(その他)

- 第6条 責めを負うことができない理由により、期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、その期間の延長を請求すること。
- 第7条 業務実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、業務実施にあたり疑義が 生じた場合は、監督員と協議すること。